

## 第 46 条の 2 (給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第 45 条第 1 項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時 10 人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第 46 条の 4 において「事務所等」という。)につき、市長の承認を受けた場合には、6 月から 11 月まで及び 12 月から翌年 5 月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月 10 日までに納入することができる。